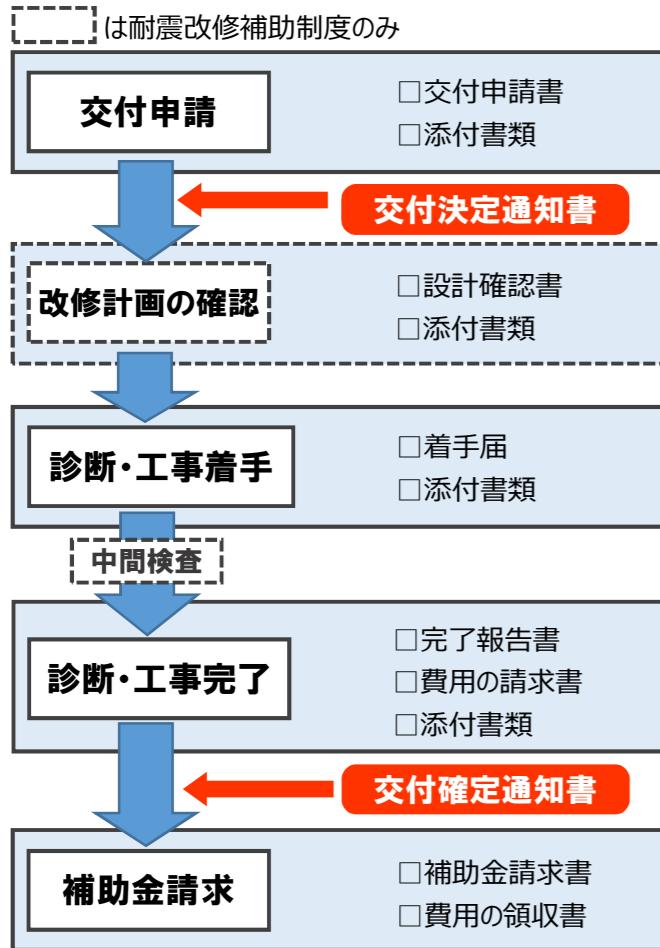


手続きの流れ



注意事項

- 補助金の申請前に着手した場合は、補助金の交付ができません。（申請後の受付処理に1週間程度かかります。）
- 補助金の交付に際しては、申請年度の3月15日までに、耐震診断または耐震改修工事が終了し完了報告を行う必要があります。
- その他の補助条件がありますので、着手前に都市開発課へご連絡をお願いします。

耐震に係る税の特例措置(上部構造評点1.0以上に改修した場合)

所得税の特別控除

耐震改修費用の10%相当額（上限25万円）が所得税から控除されます。

詳しくは八尾税務署にお問い合わせください。

八尾税務署 電話: 072-922-1251

固定資産税の特別控除

要件を満たす耐震改修を行った場合、住宅の固定資産税が一定期間1/2に減額されます。

詳しくは柏原市役所 課税課にお問い合わせください。

柏原市 課税課 電話: 072-972-6243

その他

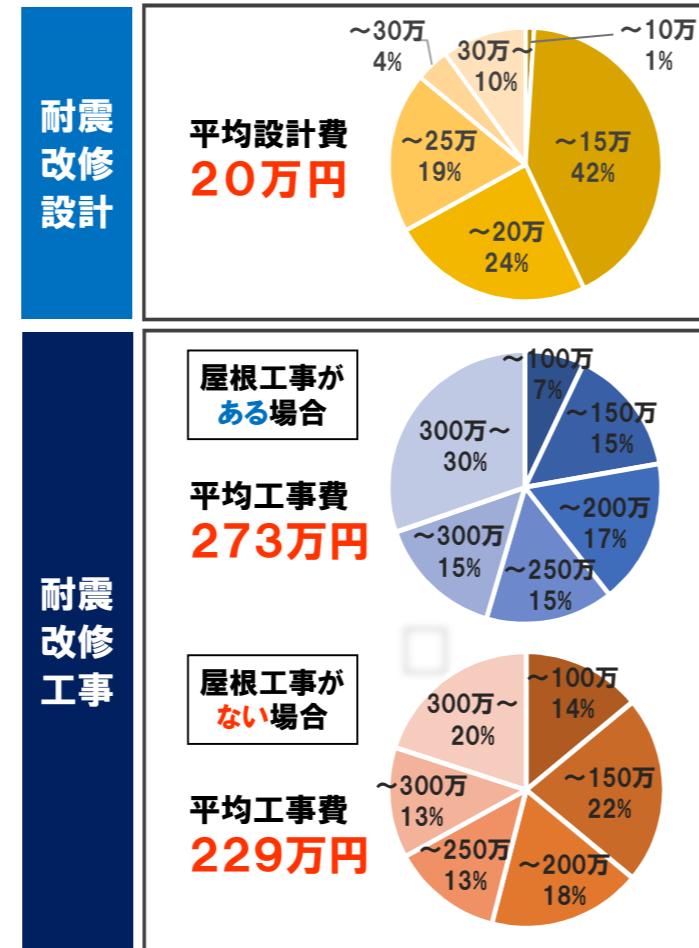
耐震改修に係る点検商法や
契約トラブルに関する相談は

柏原市消費生活センター 電話: 072-972-1554

お問い合わせ

柏原市 都市デザイン部 都市開発課 開発指導係
電話: 072-972-1593 (直通) FAX: 072-972-1541
〒582-8555 柏原市安堂町1-55 柏原市役所 別館2階

耐震改修工事等の費用



※実際工事費と大きく異なる場合があります。

出典：大阪府HP

※耐震改修費以外（リフォーム工事費等）の費用は含まれていません

知らなかつた ではすまされない…

補助金を活用して、まずは耐震診断を！



柏原市

木造住宅耐震補助制度のご案内

耐震補助制度の内容について

柏原市都市開発課HP

柏原市 耐震補助制度

検索

住まいの耐震対策について

大阪府震災対策推進協議会HP

大阪府 耐震推進

検索



プロック塚撤去の補助制度もあります

柏原市都市開発課

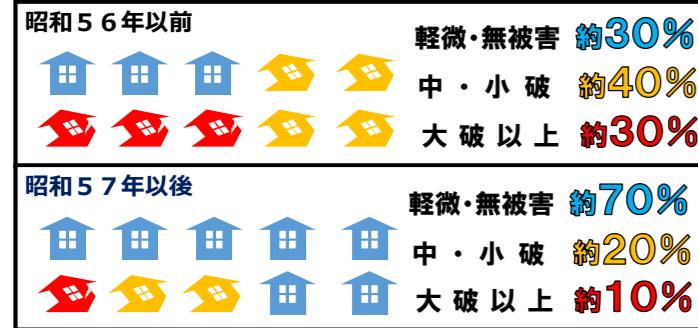
なぜ、耐震化が必要？

柏原市内では、南海トラフ地震や上町断層帯、生駒断層帯による地震など、甚大な被害をもたらす大地震の危険性が指摘されています。いつ、どこで発生するか分からない地震に備え、過去の教訓を生かして対策を講じておくことが大切です。

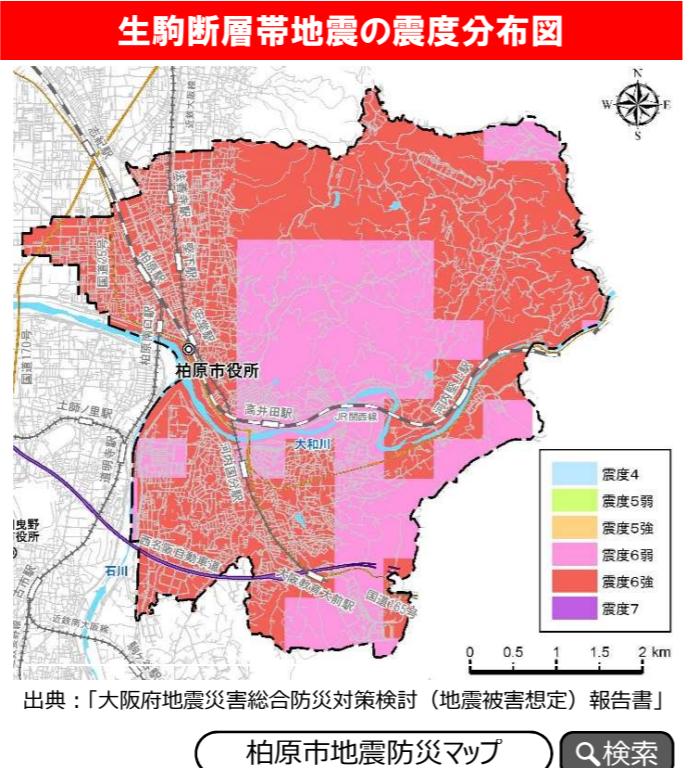
昭和56年以前の建物に被害が集中

昭和56年6月に建築基準法の改正が改訂されました。それ以前の建物は耐震性能が低いことが表れています。

阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害



出典：平成7年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告（国土交通省HP）



住まいの耐震化の流れ

STEP1 耐震診断

耐震診断は、建物を主に目視で調査し、大規模地震に対する安全性を、「評点」という数値で評価します。その他「地盤・基礎」、腐朽やシロアリ被害も調査します。



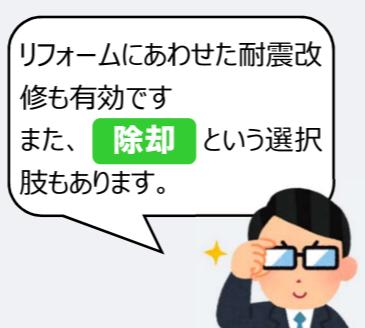
STEP2 耐震改修設計

- ①信頼できる耐震改修設計者（建築士等）を決めましょう。
 - ②改修後の建物の強さ（評点）を決めましょう。
 - ③予算に合わせた工事内容で図面・仕様書などの耐震改修設計書を作成してもらいましょう。
 - ④納得いく業者に工事見積を依頼し、内容を確認しましょう。
- ※工事変更のときに協議しやすいように、工事見積は一式の金額ではなく、詳細な数量が確認できる見積書にしてもらいましょう。



STEP3 耐震改修工事

- ①工事にあたって、工事契約書を交わしましょう。（工事契約書の中に、図面・仕様書・工事見積書が含まれているか確認しましょう。）
- ※契約内容を確認しておかないとトラブルの原因になります。
- ②工事中は打ち合わせや工事状況の記録をしてもらいましょう。
- ③所定の工程になったら、市役所の中間検査を受けましょう。
- ④工事完了後、所有者、施工者、耐震改修設計者立合いのうえ完了検査を行いましょう。



耐震診断

木造住宅の耐震補助制度

～昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅への補助制度～

受付期間
4月～12月

耐震診断費用の一部が最大5万円補助されます

耐震診断技術者も紹介します

補助金額 下記のいずれか低い金額

- ①補助限度額：5万円
- ②床面積×1,100円/m²で算出した金額
- ③耐震診断に要した費用

補助条件

- ①現に居住またはこれから居住しようとしている
- ②建物の所有者である

100m²程度の木造一戸建て住宅場合…

診断費用
5万5千円

※規模により費用が5万5千円を超える場合があります

補助金
5万円



耐震費用の代理受領もできます！（裏面へ）

耐震改修設計+耐震改修工事費用の一部が最大70万円補助されます

補助条件 2

耐震診断結果の評点が1.0未満で、下のA～Dいずれかに耐震改修する計画である

A	改修前	改修後
	2階 1.0未満	1.0以上
B	1階 1.0未満	1.0以上
	2階 1.0未満	1.0以上
C	改修前	改修後
	2階 1.0未満	0.7以上
D	改修前	改修後
	1.0未満	0.7以上
一部の部屋において、公的機関で性能が確認された耐震シェルターを設置する計画		

木造住宅の除却費用の一部が最大20万円補助されます

補助金額 下記のいずれか低い金額

- ①補助限度額：20万円
- ※共同（長屋）住宅の場合：40万円/棟
- ②除却工事に要する費用の5割

補助条件

- ①耐震改修補助金を受けていない
- ②建物の所有者である個人である



- ③課税所得金額が507万円未満である
- ④固定資産税・都市計画税を滞納していない
- ⑤建設業の許可等を受けた解体業者に委託して行う工事

⑥下記の耐震診断をして所定の数値を下回る建物

A	耐震技術者による耐震診断	0.7未満
B	自分で行う「誰でもできるわが家の耐震診断」（日本建築防災協会）	7未満

誰でもできるわが家の耐震診断